

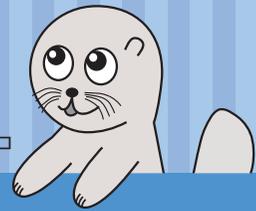


— 知っておこう！ —

働くときのルール

アルバイトをするときに
知らないと
ソンするヨ!

はたらッコ



CONTENTS

# 求人広告と時給が違う …………… 1	# 弁償代 …………… 4
# 働くときのルール …………… 2	# 有給休暇 …………… 4
# 働く日にちを増やすよう言われた …… 3	# 仕事中のケガ …………… 5
# 残業代がもらえない …………… 3	# ハラスメント …………… 5
# 割増賃金 …………… 3	# 辞めろと言われた …………… 6
# 決まった日に給料が支払われない …… 4	# 辞めさせてもらえない …………… 6

働くときにはルールがあります！

働くときのルール

■ 仕事の内容のルール

- 18歳未満は危険な仕事やお酒を出すお店での接待などの仕事はできません。(単にお酒を運ぶだけの仕事は接待にはあたりません。)

■ 働く時間のルール

- **1日8時間、1週間40時間まで**と法律で決められています。
18歳未満に禁止されていること
×午後10時～午前5時の深夜に働く
×1日8時間、週40時間を超えて働く
×週1回の法律で定められた休日に働く

■ 休憩時間のルール

- 1日に
6時間を超えて働くときは**45分**以上、**8時間**を超えて働くときは**1時間**以上の休憩が勤務の途中に必要です。

■ 休日のルール

- 少なくとも**1週間に1日**、または**4週間に4日**は休日としなくてはなりません。

■ 給料(賃金)のルール

- 給料(賃金)は
 - ・**通貨**で (×モノでの支払い)
 - ・**本人に直接** (×保護者への支払い)
 - ・**全額**を (×弁償代の天引き)
 - ・**毎月1回以上、決まった日**に (×毎月下旬に支払い)支払わなくてはなりません。
(例外 税金、社会保険料、雇用保険料は差引くことが可能です。)

■ 最低賃金とは

- 神奈川県の最低賃金は
時給983円(平成30年10月1日～)
都道府県ごとに国が決めるもので、毎年、金額が変わります。
時給は最低賃金以上でなくてはなりません。

🌀 労働条件はお互いに守るもの

約束した労働条件は働く人、会社がお互いに守るものです。

働く人も、勤務時間などの約束した労働条件を守り、遅刻などしないよう注意して働き、やむを得ず休んだり、遅刻する場合には事前に届けましょう。

ただし、テストや学校行事の際に休ませてもらえないなど、困った時には、家族や先生、相談窓口にご相談しましょう。

働いているとき

働く日にちを増やすように言われた

Q2 上司から働く日にちを増やしてくれと言われました。言われるとおりにしなくてはいけないのでしょうか。

A2 変更にはお互いの合意が必要

働く日にちなどの労働条件を変えるときは、働く人と会社が合意してはいけません。

変更内容を確認したうえで、変えなくてはならぬ場合は、断ることができます。

残業代がもらえない

Q3 残業をしても、残業代がもらえません。アルバイトには残業代は支給されないのでしょうか。

A3 アルバイトにも残業代あり

アルバイトでも、会社の指示のもと、残業した時間に対しては給料(残業代)が支払われなければなりません。

残業した時間は記録しておき、支払ってもらえないときは、相談窓口にご相談しましょう。

割増賃金

Q4 働いた時間が1日8時間を超えたときは、時給はどのように計算するのですか。

A4 超えた部分は25%以上割増

1日8時間を超えたときは、その超えた時間については、法律で時給の**25%以上の割増賃金**(通常の時給額×1.25)を支払うことになっています。相談しましょう。

🍳 労働条件の変更には合意が必要

はじめに約束した労働条件を、働く人・会社のどちらかが一方的に変更することはできません。

(例)・働く時間・日数などを増やす、減らす

- ・仕事内容を変更する
- ・時給を下げる

🍳 残業に含まれる時間

タイムカードを押す前や後でも、仕事に必要な準備や後片付けなどの時間は働いた時間となります。

反対に、遅刻などで働かなかった時間に対しては給料は支払われません。

🍳 割増賃金いろいろ

1日8時間を超えたときの割増賃金の他に、次の割増賃金があります。

- ・1週間に働いた時間が40時間を超えたとき 25%以上
- ・午後10時～午前5時の深夜に働いたとき 25%以上
- ・週1回の法律で定められた休日に働いたとき 35%以上
- ・1か月の残業が60時間を超えたとき 50%以上



働いているとき

決まった日に 給料が支払われない

Q5 アルバイト代が決まった日に支払われません。スマホの使用料を期日に払えず困っています。

A5 労働条件の確認が必要

給料は毎月1回以上、決まった日に支払わなくてはなりません。

労働条件を通知した書面や契約書に書いてある毎月決まった日に支払ってもらうよう会社に話しましょう。

弁償代

Q6 アルバイト中に、不注意で食器を割ってしまい、その費用を給料から差し引かれました。しかたがないのでしょうか。

A6 弁償不要のケースが多い

仕事のミスによって会社に損害を与えた場合でも、食器を割るなど、会社として当然予想できる程度のミスであれば、原則として弁償はしなくてよいと考えられています。

仮に弁償しなくてはならない場合でも、給料は全額支払うことが原則ですので、給料から勝手に差し引くことはできません。

有給休暇

Q7 アルバイトには、有給休暇はないと言われました。有給休暇は正社員にしかないものですか。

A7 アルバイトにも有給休暇あり

アルバイトを含め、働く人はすべて、働き始めて6か月たって、出勤日の8割以上出勤していれば、有給休暇を取ることができます。

🍻 年次有給休暇(有休、年休)はアルバイトにもある

有給休暇とは、定められた休日以外の日に、働く人の休みたい日に有給で休める休暇です。働く時間、日数に応じて、休暇日数が決まります。

(例)働き始めて6か月たって、出勤日の8割を出勤していれば、

週2日勤務の人は → 3日の有給休暇を取得

週1日勤務の人は → 1日の有給休暇を取得

休む理由は自由ですが、事前にいつ休むかを会社に申し出なくてはなりません。

また、会社は有給休暇を取らせないことはできませんが、同じ日に何人も休暇を申し出たために仕事が回らないなど、場合によっては、休む日を変えることはできます。

🍻 アルバイトの待遇にもバランスが求められる

アルバイトの給料や通勤手当、ボーナスなどの待遇は、正社員の待遇と比べたときに、仕事の内容や責任の違いに応じた、バランスのとれた内容でなくてはなりません。



働いているとき

工作中的ケガ

Q8 アルバイト中に転んで足首をねんざしてしまいました。治療費は自己負担になるのでしょうか。

A8 工作中的ケガは労災保険で

仕事中に、仕事のもとで起きたケガであれば、**アルバイトでも、治療費は労災保険から支払われます。**

会社に労災の手続きをしてもらえない時は相談窓口にご相談してみましょう。

ハラスメント

Q9 アルバイト先の上司に「彼氏はいるの？」など、しつこく聞かれ困っています。また、達成することが難しいノルマを与えられ、達成できないと叱られます。どうしたらよいでしょうか。

A9 不快なことは記録し早く相談

受け手が不快を感じるような職場での性的な言動はセクシュアルハラスメント(セクハラ)にあたります。

また、通常の業務の範囲を超えたノルマの強要はパワーハラスメント(パワハラ)にあたる可能性があります。

会社に困っている状況を伝えましょう。

また、**相手の言動や日時などを記録し、家族や友人など信頼できる人や会社の専門相談窓口、公的な相談窓口などに相談しましょう。**

🍻 労災保険(労働者災害補償^{ほしょう}保険)

労災保険とは、1人でも人を雇うときに、会社が入らなくてはならない保険です。

働く人が仕事によりケガをしたり、病気にかかったとき、労災保険から治療費や休んだときの給料の一部が支払われます。

仕事中のほか、通勤中の事故によるケガや病気も労災保険の対象となります。

🍻 セクシュアルハラスメント(セクハラ、性的嫌がらせ)

職場で、相手が望まない、不快と感じる性的な言動に対して、拒否したり、抵抗したことで辞めさせるなどの不利益を受けたり、相手が望まない性的な言動で働く環境を悪化させることはセクハラにあたります。

セクハラは、個人の問題ではなく会社の問題です。会社はセクハラを防止するための対策をとり、セクハラが起きたときには相談にのるなどの対応をしなくてはなりません。

🍻 パワーハラスメント(パワハラ)

パワハラとは、同じ職場で働く人に対して、地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、または職場環境を悪化させたりする行為をいいます。業務の適正な範囲で教育や指導などが行われている場合は、パワーハラスメントにはあたりません。

辞めるとき

辞めろと言われた

Q10 上司から、突然「明日からもう来るな」と言われました。理由が思い当たりませんが、このままアルバイトを辞めるしかないのでしょうか。

辞めさせてもらえない

Q11 アルバイトを辞めたいのですが、「人手が足りないから」となかなか辞めさせてもらえません。

A10 理由なく解雇はできない

アルバイトでも、**社会の常識からみて、「もっともだ」と言える理由がないのに、一方的に辞めさせること(解雇)はできません。**

まずは解雇の理由をよく聞いてみましょう。

なお、働く期間が決まっているアルバイトの場合、その期間中に解雇することは原則としてできません。

A11 原則、退職の自由がある

まず、自分から辞めるときの会社のルールを確認してみましょう。

ルールを守っても辞められない場合**働く期間を決めていない時は、辞めたい日の2週間前までに「○日までで辞めます」と伝えれば辞めることができます。**

働く期間が決まっている時は、途中で辞めることは原則としてできませんが、やむを得ない理由がある場合、すぐに辞めることができます。

辞める理由を会社に納得してもらえない、会社から損害賠償を請求された、というときはすぐに相談窓口へ相談しましょう。

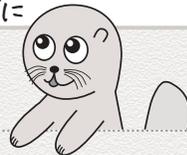
🌿 解雇する場合には予告が必要

解雇する場合、突然解雇することはできず、少なくとも解雇する日の30日前までに、会社は働く人に予告しなくてはなりません。

予告期間が30日に足りない場合は、足りない日数分の手当を、会社は働く人に支払わなくてはなりません。



アルバイトをするときに
記入してね!



働くときのルール チェックリスト

■働き始める前に 一労働条件の確認ー

働く期間

定めなし

定めあり

月 日から 月 日まで

契約の更新 あり なし

更新する場合の基準

()

働く場所 ()

仕事の内容 ()

働く時間・休日

・ 始業 (時 分)

・ 終業 (時 分)

・ 休憩時間 あり (分) なし

・ 残業 あり (時間) なし

・ 休日および勤務日 ()

賃金 金額 (円)

(時給 日給 週給 月給 その他)

最低賃金*以上である

(※神奈川県最低賃金 時給983円 平成30年10月1日～、毎年変わります。)

支払日 ()

退職に関すること

・ 自分から辞めるときの手続き

(辞める日の 日前までに届け出る)

・ 解雇されるとき理由・手続き

()

■働いているとき

はじめに結んだ労働契約の働く条件が守られている。

6時間を超えて働くときには、45分以上の休憩を取っている。(8時間を超えて働くときには1時間以上)

■働いているとき

・ 給料の支払いについて

全額支払われている。

毎月1回以上、決まった日に支払われている。

・ 残業をおこなった場合

残業時間に対して給料が支払われている。

・ 年次有給休暇 (有休、年休)

取ることができる日数を知っている。

■辞めるとき

辞めるときの手続きを確認し、会社で決められている手続きをした。

■いざというときに備えて

次の書類を保管している。

求人広告、求人チラシ、ホームページ出力画面など募集のときの条件がわかるもの

労働契約書

(雇用契約書、労働条件通知書など)

給料明細

就業規則

(雇っている会社、事業所などの決まりが記載されているもの。一人一人に渡されない場合もありますが、会社は、働く人がいつでも見ることができるようにしておかなければなりません。)

■困ったとき

・ 残業代が支払われないとき

働いた日・時間の記録をとっている。

・ もめたり、嫌がらせにあうなどしたとき

日時、場所、相手の氏名、内容などのメモをとっている。

家族、友人、先生など周りの人に相談した。

相談窓口相談した。

相談窓口 **かながわ労働センター** 電話、来所、メールで受付 利用は無料

月～金 8:30～12:00、13:00～17:15(祝・休日、年末年始休み)

<本 所> 045-633-6110(代) 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階

045-662-6110(直)

<川崎支所> 044-833-3141 川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階

<県央支所> 046-296-7311 厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階

<湘南支所> 0463-22-2711(代) 平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館

<メール労働相談> 「かながわ労働センター メール労働相談」で検索

このほか、出張相談(県内4か所)

夜間相談(本所：火曜日19:30まで、川崎：第3木曜日19:30まで・予約制)

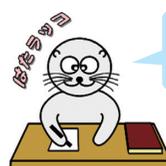
日曜相談(本所：9:00～12:00、13:00～17:00)を実施しています。

かながわ労働センター

検索



神奈川県ホームページ
「かながわ労働センターの
労働相談」



労働相談

うけたまわります



神奈川県

産業労働局労働部雇用労政課 電話(045)210-5739(直通)
横浜市中区日本大通1 〒231-8588